

# かごしま市 中小企業の ひろば



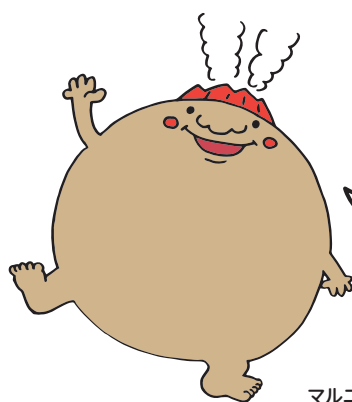
## 働きがいと働きやすさの両立を目指そう ～定着率を向上させ、人手不足を解消するには～

### 働きがい

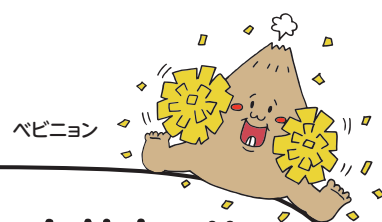


バランスが  
大事!!

### 働きやすさ



マルニオン



ペビニオン

「働き方改革」から「働きがい改革」へ!!  
人材の定着率を高めましょう

マグシティPRキャラクター  
火山の妖精「マグニオン」

### Contents

page 02

特集 働きがいと働きやすさの両立を目指そう ～定着率を向上させ、人手不足を解消するには～

page 04

事業所の義務・お知らせ・募集

page 08

経営支援・人材確保・従業員の健康

page 10

助成金・融資

裏表紙

お知らせ

# 働きがいと働きやすさの両立を目指そう ～定着率を向上させ、人手不足を解消するには～

採用意欲がありながら人材を確保できない、従業員がなかなか職場に定着しないなど、雇用について悩む事業主や人事・教育担当者は少なくありません。従業員の「働きがい」、「働きやすさ」の意識を高めることで、働く意欲や職場の定着率向上が期待できます。人手不足解消の打開策の一つとして両立を目指してみてもいいのではないでしょうか。

## 働きがい・働きやすさの違い

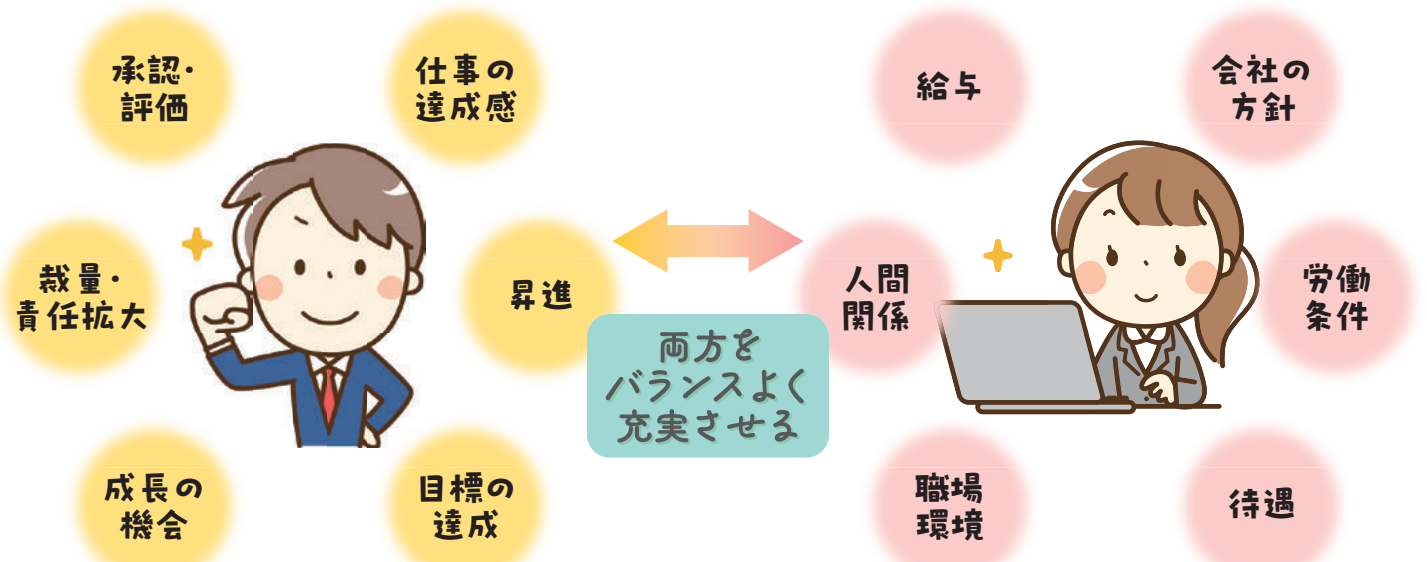
働きがいと働きやすさを明確に区別する理論として「2要因理論」があります。従業員の仕事の満足度につながる要因を「動機づけ要因(=働きがい)」、整っていないと不満につながる「衛生要因(=働きやすさ)」に分けるという考え方で、アメリカの臨床心理学者フレデリック・ハーズバーグが提唱した理論です。

**動機づけ要因**

働きがいをつくる意欲要因  
仕事の満足度につながる

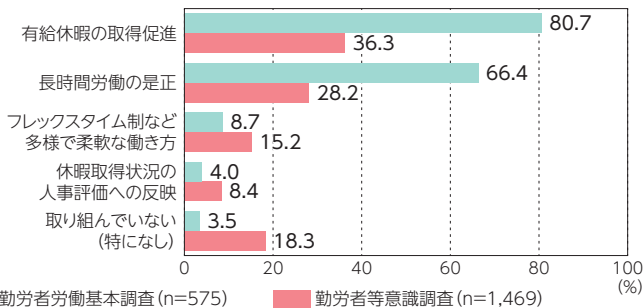
**衛生要因**

働きやすさをつくる環境要因  
仕事の不満を引き起こす



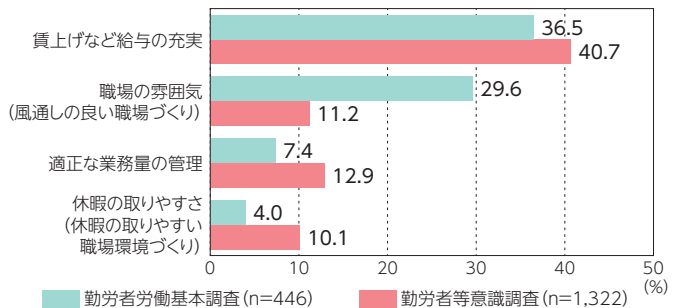
## 【鹿児島市の現状】なぜ人材が定着しない？

働き方改革に向けた企業の取組と勤労者の意識



参考:「鹿児島市勤労者労働基本調査・鹿児島市勤労者等意識調査」(令和4年度)

定着率向上のために重要なこと



働き方改革の取組について比較すると、企業側は「有給休暇の取得促進」や「長時間労働の是正」に取り組んでいると回答。一方、就労者側の回答では「特になし(取り組んでいない)」で企業側を大きく上回っているほか、「フレックスタイム制などの多様で柔軟な働き方」を望んでいることがわかります。

定着率向上のために重要なことを比較すると、企業側は「職場の雰囲気」を重視している一方、就労者側は「適正な業務量の管理」「休暇の取りやすい職場環境づくり」が有効だと考えており、具体的な取り組みを希望する傾向にあります。

働きがい、働きやすさの  
バランスがとれた  
職場づくりを実践しよう!!



- ① 仕事の意義や重要性を説明する
- ② 従業員の意見を経営企画に反映する
- ③ 本人の希望をできるだけ尊重して配置する
- ④ 希望に応じてスキルや知識が身につく研修を実施する
- ⑤ 提案制度などで従業員の意見を聞く
- ⑥ 経営情報を従業員に開示する



**POINT!**

従業員の「働きがい」、「働きやすさ」意識を高めるには、評価や処遇、人材の育成、人間関係についての管理など、適正な雇用管理の実施が効果的

**働きがいと働きやすさが両立する職場をつくるための対策**



**経営理念の共有**

会社の理念や組織としての考え方、仕事の進め方等について従業員と情報を共有し、相互理解のための制度を構築する。



**適正な評価や処遇**

従業員の能力・プロセス・成果を公平公正に評価し、適切に処遇に反映する仕組みをつくる。



**成長を支援する人材育成**

従業員の能力開発・伸長を支援し、成長意欲を高めるための仕組みを構築する。また従業員が組織で活躍するための、キャリアパス構築に取り組む。



**良好な関係の構築**

従業員同士の人間関係構築と円滑なコミュニケーションを促進する環境・制度をつくる。



**多様な働き方の推進**

テレワークや在宅勤務など柔軟性のある働き方を実現する。



**安心・快適な環境づくり**

従業員が安心して快適に仕事に取り組めるように従業員一人ひとりの意見・悩みに耳を傾け、心身の健康を維持できる職場環境・制度づくりを行う。

**働きがい・働きやすい職場づくりのための取り組みを支援します**

**鹿児島市**

● **アドバイザーの無料派遣**

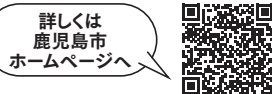
(詳しくは5ページ参照)

従業員のワーク・ライフ・バランスを図るため、就業規則の作成等で悩んでいる企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



● **退職金共済制度の加入促進**

中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に、掛金の一部を補助します。



● **よかセンター鹿児島**

公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター(よかセンター鹿児島)は、企業の福利厚生を充実させるために設立。福利厚生制度の充実で明るい職場&業績アップを応援します。

お祝い

給付項目	給付金額
結婚祝金	20,000円
出産祝金	12,000円
小学校入学祝金	10,000円
中学校入学祝金	10,000円
20歳祝金	5,000円
勤続祝金	3,000~5,000円
還暦祝金	10,000円

お見舞い・お悔み

給付項目	内容	給付金額
傷病給付金	休業14日以上	10,000~35,000円
	住宅災害給付金	火災等
死亡給付金	自然災害	60,000円以内
	会員の死亡	100,000~500,000円
死亡給付金	配偶者の死亡	50,000円
	父母の死亡	10,000円

この他にも、様々なメニューが盛りたくさん!

**鹿児島労働局**

● **人材確保等支援助成金**

- ・ 中小企業団体助成コース
- ・ 人事評価改善助成コース など



詳しくは Check!

● **人材開発支援助成金**

- ・ 人材育成支援コース
- ・ 教育訓練休暇等付与コース など



詳しくは Check!

● **キャリアアップ助成金**

- ・ 賃金規定等改定コース
- ・ 賞与・退職金制度導入コース など

詳しくは Check!



● **両立支援等助成金**

- ・ 出生時両立支援コース
- ・ 柔軟な働き方選択制度等支援コース など

詳しくは Check!



## 鹿児島県の地域別最低賃金が時間額「953円」に改正されました！

鹿児島県の地域別最低賃金が、令和6年10月5日から時間額「953円」に改正されました。

地域別最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされています。

また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされています。

問い合わせ先

鹿児島労働局 賃金室  
鹿児島労働基準監督署

TEL 099-223-8278  
TEL 099-214-9175

## 鹿児島市オープンデータをご活用ください！

令和6年4月より、オープンデータカタログサイト(BODIK ODCS)にて市オープンデータの公開を開始しました。スマホ用のアプリなど、市民生活に便利なサービスの開発等に、ぜひご活用ください！

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| ① 地図情報データ(航空写真データ、地形図データ)  | ② 施設情報データ(公共施設位置情報など) |
| ③ 生活情報データ(市電・市バス停留所位置情報など) | ④ 防災情報データ(避難所位置情報など)  |
| ⑤ 観光情報データ(観光施設等位置情報・画像データ) | ⑥ 各種調査結果(道路交通量調査など)   |

また、今後公開してほしいデータについての要望などがありましたら、ホームページのアンケート回答フォームよりご自由にご意見をお寄せください。

鹿児島市オープンデータ

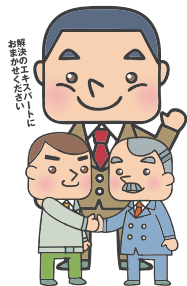
検索

詳しくは  
Check!

問い合わせ先

鹿児島市 デジタル戦略推進課  
TEL 099-216-1115

## 10月は『個別労働紛争処理制度に係る周知月間』です！



県労働委員会では、個別労働紛争処理制度として「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は、**県労働委員会の公益委員**(弁護士、大学教授等)、**労働者委員**(労働組合役員)、**使用者委員**(会社経営者等)の三者で構成され、**公正・中立な立場**であっせんを行います。労働者、使用者のどなたでも利用できますので、まずはお気軽に御相談ください。(無料、秘密厳守。)

問い合わせ先

鹿児島県 労働委員会事務局(県庁15階)  
TEL 099-286-3943 FAX 099-286-5653

## 県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する無料相談会」の開催

職場のトラブルで悩んでいませんか？

個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員(弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等)が相談に応じます。労働者、使用者のどなたでも、お気軽に御相談ください。

- ・10月22日(火) 受付14時30分～16時30分 県労働委員会(県庁15階) ※電話相談可
- ・10月27日(日) 受付10時00分～15時30分 同上

◎事前申込み 不要(予約優先)。

※予約をご希望の方は、事前にお問い合わせください。

- ◎相談事例 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラ・嫌がらせなど



問い合わせ先

鹿児島県 労働委員会事務局(県庁15階)  
TEL 099-286-3943 FAX 099-286-5653



義務

## 法人市民税のご案内

法人市民税は、市内に事務所・事業所等がある法人等に課税される税で、資本金等に応じて負担する**均等割**と法人の所得に応じて負担する**法人税割**があります。

鹿児島市内に法人を設立したとき、または、事務所や事業所を設置したときは、「法人等設立(設置)申告書」の届出が必要です。

●納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	均等割	法人税割
(1)市内に事務所や事業所がある法人	○	○
(2)市内に寮・宿泊所等がある法人で事務所や事業所がないもの	○	
(3)市内に事務所や事業所がある公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
(4)市内に事務所や事業所がある公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	
(5)市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者		○

※法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 市民税課 諸税係  
TEL 099-216-1172

鹿児島市ホームページより  
法人市民税

検索

義務

## ご存じですか?事業所税

事業所税とは人口30万人以上の都市等で、都市環境の整備および改善に関する事業の費用に充てるための目的税です。一定規模を超える事業所または事務所等において事業を行う法人または個人は納税が義務づけられています。事業所税は建物の所有者ではなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

	資産割	従業者割
課税標準	市内の事業所用家屋の合計床面積 (㎡)	従業者給与総額 (円)
税率	600円/㎡	0.25%
課税対象	市内の事業所用家屋の合計床面積が1,000㎡を超える事業所または事務所等	市内の合計従業者数が100人を超える事業所または事務所等

【申告・納付期限】法人:事業年度終了の日から2カ月以内

個人:翌年の3月15日

問い合わせ先

鹿児島市 市民税課 諸税係  
TEL 099-216-1172

鹿児島市ホームページより  
事業所税

検索

詳しくは  
Check!



募集

## ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザー派遣 ～あなたの事業所の働きやすい職場環境づくりを応援します!～

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けられる職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所にアドバイザー(社会保険労務士など)を派遣しますので、お気軽にご利用ください。

【対象】ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を始めたい、または現在の取組を見直したいとお考えの市内の事業所(先着順)

【内容】相談回数:1事業所あたり3回まで。1回あたり2時間程度。

具体的な相談例 ●ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたらいいの? ●従業員の仕事と育児・介護の両立を支援したい

●使えそうな助成金や就業規則の見直し、社内研修などを実施したい

【料金】無料

【申込方法】所定の申込用紙に必要事項を記入の上、右記問い合わせ先までご提出ください。

申込用紙は、市ホームページからダウンロードいただけます。

問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課  
TEL 099-216-1325

詳しくは  
Check!



募集

## 鹿児島市新産業創出研究会 部会員募集中

鹿児島市新産業創出研究会では、設置している部会(ヘルスケア産業部会・新事業展開部会)に加入する企業や団体等を随時、募集しています。

〈ヘルスケア産業部会〉健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービス・製品など、ヘルスケア産業の創出を促進する。

〈新事業展開部会〉既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせによる新たな事業展開を促進する。

【対象】部会の趣旨に賛同いただける方で、次のいずれかに該当する方。

- ①鹿児島市内で、新たなビジネスの創出に取り組む方で、鹿児島市内に本社若しくは事業所を有する法人又は鹿児島市内に住所を有する個人
- ②上記に掲げる方との連携を希望する法人又は個人(「かごしま連携中枢都市圏」の構成市(日置市、いちき串木野市、始良市)など、鹿児島市外の法人又は個人も可)
- ③産業支援機関や関係団体

【会員に対する支援】・新産業創出支援事業補助金の交付  
・クラウドファンディング活用支援補助金の交付  
・新規事業立ち上げのための専門家による伴走型支援  
・新規事業開発に関するセミナーの開催 等  
詳細は市HPでご確認ください。

【会費】無料

【申込方法】入会をご希望の際は、市HPに掲載している入会申込書に必要事項をご記入の上、

電子メール又はFAXにて所定の送付先までお申込ください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 産業創出係

TEL 099-216-1319 FAX 099-216-1303 [mail] san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

詳しくは  
Check!



お知らせ

## 労働保険料等の適正な徴収

### 【労働保険料納付の口座振替】

労働保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関の窓口へ行く手間が解消され、納付忘れによる督促状・延滞金の心配が無くなります。

保険料引き落とし前にはハガキによる通知が届き、引き落とし結果も通知されます。また、手数料も発生しません。

厚生労働省 労働保険 口座振替  検索

詳しくは  
Check!



### 【労働保険関係手続の電子申請】

労働保険の成立、申告、名称・所在地変更等の申請は、電子申請が便利です。

労働局や監督署の窓口に出向く必要はなく、GビズIDを利用することで電子証明の添付なしで24時間いつでも手続きが可能です。

問い合わせ先  鹿児島労働局 労働保険徴収室  
TEL 099-223-8276

詳しくは  
Check!



お知らせ

## 6次産業化商品開発室(6次化ラボ)をご活用ください

鹿児島市の農林水産業の振興を図るため、市内産農林水産物を活用した商品開発できる施設を設置しております。詳細については、都市農業センターまでお問い合わせください。

### 【施設でできること】

- ・鹿児島市内産農林水産物を活用した商品の試作
- ※営業許可申請等の手続きをすることで試験販売まで可能。

### 【主な加工機器】

- ・スチームコンベクションオーブン、レトルト殺菌機、乾燥機など約20種類

### 【利用対象】

- ・市内産農林水産物を活用する市内在住の事業者
- ・市内産農林水産物を活用する市内農林水産業者

### 【利用案内】

月曜日から土曜日(年末年始、祝日は除く)

使用時間	料金
8時半～12時半	1,600円
13時～17時	1,600円
8時半～17時	3,000円

詳しくは  
Check!



問い合わせ先  鹿児島市 都市農業センター  
TEL 099-238-2666



募集

## 創業スキル養成講座(実践編)の受講者を募集します

【目的】具体的な創業を実現するためのスキル向上やビジネスプランのブラッシュアップを目指します。

【対象者】事業プランをお持ちで、1年以内に鹿児島市内で創業予定であり、本講座をすべて受講可能な方

【開催日時】全5回シリーズで実施します。

(期日)

- ①11月6日(水) 18:30～20:30
- ②11月13日(水) 18:30～20:30
- ③11月20日(水) 18:30～20:30
- ④11月27日(水) 18:30～20:30
- ⑤12月11日(水) 18:30～20:30

【講師】税理士、金融機関職員等

【場所】市役所みなと大通り別館6階

【受講料】無料

【定員】15名程度(応募者多数の場合、選考)

【支援措置】一定の要件を満たす場合、「創業支援等事業計画」に基づき、「株式会社又は合同会社設立に係る登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「創業関連保証の特例」等の支援措置が受けられます。

【申込み】申込フォーム(QRコードからHPへ)から申し込むか、住所、氏名、電話番号、事業名、事業プラン等を10月11日(金)までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ

詳しくは  
Check!



問い合わせ先  鹿児島市 産業創出課 産業創出係  
TEL 099-216-1319

義務

# 2024年4月1日から 自動車運転の業務、建設事業、医師、砂糖製造業も上限規制が適用されました

## 時間外労働の上限規制の導入(改正労働基準法)

### 一般則

【原則】 月45時間、年360時間

【臨時の場合】 年720時間

2~6か月平均80時間以内(休日労働含む)

月100時間未満(休日労働含む)

月45時間を超える回数は年6回まで

### 施行日

中小企業 令和2年4月1日  
(大企業 平成31年4月1日)

### 猶予・除外の事業・業務

事業・業務	2024.4.1~ 猶予後の取扱い
自動車運転の業務	令和6年4月1日から、年の時間外労働上限960時間を適用
建設事業	令和6年4月1日から、一般則をすべて適用(ただし、災害時における復旧及び復興の事業は、月100時間未満・複数月平均80時間以内の規定は適用しない。)
医師	令和6年4月1日から、年の時間外・休日労働上限960時間を適用(ただし、連携B、B、C-1、C-2水準の指定を受け、指定理由に対応する業務に従事する場合、上限1,860時間を適用)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	令和6年4月1日から、一般則をすべて適用
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島労働局 監督課  
TEL 099-223-8277

義務

# フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート! 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます

法律の内容 発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

## 発注事業者の定義と義務項目

■ フリーランスに業務委託をする事業者

■ 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

①

■ フリーランスに業務委託をする事業者

■ 従業員を使用している

①②④⑥

■ フリーランスに業務委託をする事業者

■ 従業員を使用している

■ 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。

①②  
③④  
⑤⑥⑦

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

## 義務項目

① 書面等による取引条件の明示

② 報酬支払期日の設定・期日内の支払

③ 禁止行為

④ 募集情報の的確表示

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

● 項目①~③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④~⑦については、鹿児島労働局雇用環境・均等室までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省



問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室  
TEL 099-223-8239



支援

## スムーズな事業承継・M&Aのお手伝い ～国の事業だから安心～

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が各都道府県に設置する公的相談窓口です。

中小・小規模企業の事業承継、事業譲渡・譲受（買収）に関するあらゆるご相談に、事業承継の実務に精通した専門家がワンストップで対応します

相談は「無料」「秘密厳守」です。完全予約制にてご相談をお受けしています。

まずは、お電話またはメールでお問い合わせください。

詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター（鹿児島商工会議所ビル4階）

TEL 099-225-9550 FAX 099-225-9551 (mail) kshien@kagoshima-hikitsugi.go.jp

支援

## 人と組織の活性化を総合的に支援する厚生労働省受託 キャリア形成・リスキング推進事業

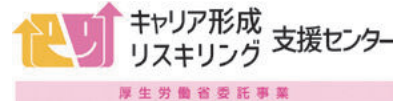
キャリア形成と自己理解を深めるため、キャリア形成・リスキング支援センターが無料でサポートします！

### ●企業が抱える様々な課題をサポート

若手・中堅社員の育成と評価、モチベーションアップの施策、リーダーや管理職の育成と評価、セカンドキャリアを見据えたミドル・シニア層のモチベーションアップの施策など。

### ●キャリアコンサルティング

一人ひとりに寄り添い、主体的なキャリア形成が促進され、自分の強みや価値観を理解し、働きがいを見つけ、更なる成長意欲を促す効果が期待できます。



詳しくは  
Check!



問い合わせ先

鹿児島県キャリア形成・リスキング支援センター

TEL 099-248-9339

お知らせ

## 中小企業の皆様の相談にお答えします!! ～鹿児島市 製造業アドバイザー派遣制度のご案内～

鹿児島市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得やインボイス制度などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

**【対象】**市内の製造業者及び製造業グループ

**【費用】**無料

**【指導回数】**1企業につき年2回まで（1回の時間は3時間以内）

**【指導方法】**アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。《企業の秘密は固く守ります。》

**【参考事例】**・ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始  
・商品のパッケージデザインを作成  
・魅力的な商品展示を行いたい  
・商談会出展に向けての準備 など

問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 ものづくり係

TEL 099-216-1323 FAX 099-216-1303 (mail) san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

支援

## 事業環境変化型支援事業 物価高騰やデジタル化などの、様々な事業課題解決をお手伝いします

当商工会議所ではエネルギー価格の高騰や円安進行による物価高騰、インボイス制度や電子帳簿保存法などの税制改正、賃上げや最低賃金引上げ、デジタル化等の事業環境の変化により影響を受ける小規模事業者・中小企業者の皆さまを対象にした個別相談を実施しております。

専門家による相談は無料で、企業の秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。（事前にお電話でご予約をお願いいたします。）

問い合わせ先

鹿児島商工会議所 企業支援部 経営支援一課

TEL 099-225-9533



お知らせ

## 中小企業のBCP策定やBCM構築を支援します

中小企業においては、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態に備えておくことが重要です。

また、災害に強い体制を築くため、BCPの運用、見直しまでのマネジメントシステム(BCM)を構築することも効果的です。

鹿児島県では、公益財団法人かごしま産業支援センターと連携し、BCPやBCMに詳しい専門家を派遣する「専門家派遣事業」を実施しているほか、セミナーや補助金により、具体的なBCP策定を支援しています。

詳しくは鹿児島県のホームページをご覧ください。

鹿児島県 BCP

検索

詳しくは  
Check!



支援

## 売上拡大や経営改善などの経営課題解決を支援します

鹿児島県よろず支援拠点では、販路開拓やIT、デザインなどの各専門分野のコーディネーター30名が、中小企業・小規模事業者・個人事業主の経営課題の解決をお手伝いしています。相談は何度でも無料で、オンライン相談も可能です。また、新しいビジネスを生み出すアイデア発想やマーケティングの仕方、SNSを活用した広報など、皆様の事業に役立つ各種セミナーも開催しています。まずはお気軽にお電話ください。

**【受付時間】** 8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始を除く)

問い合わせ先

鹿児島県よろず支援拠点(公財)かごしま産業支援センター  
TEL 099-219-3740 (mail) kagoyoro@yorozu-kagoshima.go.jp

詳しくは  
Check!



優遇

## 設備投資に対する税の優遇措置について

下記の地域等において、施設や工事、設備などの新增設を行う際、**一定の要件を満たす場合**、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、**着工前**に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

●要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
半島振興対策実施地域【喜入地域、松元地域、郡山地域、桜島地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(コールセンター含む)	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
過疎地域【旧桜島町の区域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(コールセンター含む)	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
地方活力向上地域【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所・研修所など)	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
地域未来投資促進法に基づく促進区域【国立公園区域(桜島等)の一部を除く本市全域】	電子関連、自動車関連、食品関連、ヘルスケア関連、航空宇宙関連、ロボット関連、情報通信関連、環境・新エネルギー関連、観光関連	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の課税免除
市内全域(中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定)	全業種	3年間、固定資産税の課税標準を1/2に軽減 ※買上げ方針の表明により4年間または5年間、課税標準を1/3に軽減

問い合わせ先

地域	対象業種	窓口	電話番号
半島振興対策実施地域 過疎地域	情報サービス業等	産業創出課	216-1314
	製造業(立地協定締結企業)		
	上記以外製造業	産業支援課	216-1323
	旅館業		216-1322
	農林水産物等販売業		桜島農林事務所
		東桜島農林事務所	221-3369
		喜入農林事務所	345-3762
松元農林事務所		278-5429	
地方活力向上地域	全業種	郡山農林事務所	298-4861
地域未来投資促進法に基づく促進区域		産業創出課	216-1314
市内全域(中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定)		産業政策課(※)	216-1318

※業種によって窓口が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

助成

## 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る費用を助成します

鹿児島市では、インボイス制度導入に係る費用の支援や研修会等に係る費用を助成します。

- **小規模事業者ICT導入促進支援事業** 小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を支援。ハード面・ソフト面におけるインボイス導入に係る費用も助成の対象になる場合があります。
- **元気の出る中小企業支援事業** 商店街や商工業の事業協同組合が、経営に必要な技術・知識等を習得するために開催する研修会等に要する経費を助成。インボイス制度をテーマとした研修会を開催する場合の講師謝金、旅費等も助成の対象になる場合があります。

問い合わせ先

〈インボイス制度、軽減税率制度に関する相談〉

インボイス制度電話相談センター

TEL 0120-205-553

〈小規模事業者ICT導入促進支援事業・元気の出る中小企業支援事業に関すること〉

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

TEL 099-216-1322

助成

## 鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金をご活用ください

鹿児島市の産業振興を図るため、起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に要する経費の一部を助成します。

**【補助対象】**鹿児島市新産業創出研究会の「ヘルスケア産業部会」又は「新事業展開部会」に入会している市内に主たる事務所を有する会員

**【対象事業】**クラウドファンディングで資金調達し、以下のいずれかの事業をおこなうもの

- 起業して行う事業
- 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- 新たな事業分野への展開を行う事業
- その他市長が認める事業

**【対象経費】**●クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料 ●プロジェクトページの制作委託費用 ●プロジェクトの宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用 ●プロジェクトの広告費 ●その他市長が必要と認める費用

**【補助額】**●補助率：1/2以内(大学や公設試験研究機関、他の会員等と連携する取組の場合、2/3以内)

●補助上限額：10万円

詳しくは

Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 産業創出係

TEL 099-216-1319

助成

## 研修費用を助成します！ ～元気の出る中小企業支援事業補助金～

商店街や中小企業者で組織する団体等の自主的な研修会開催や、中小企業大学校人吉校の研修受講に対し助成します。

### (1) 研修会の開催

**【対象者】**●事業協同組合、商店街振興組合などの法人組織 ●産業振興や街づくりの目的を持って自主的に活動している鹿児島市内の事業者の会員数15人以上のグループで会則及び会員名簿を備えているもの(※法人を除く)

**【補助対象事業】**●生産力の向上、取引力の強化、ICT活用など団体の構成員の事業活動に関するテーマ ●商店街の活性化、地域の賑わい創出など街づくりに関するテーマなど

**【補助対象経費】**講師謝金、講師旅費、研修会場の使用料

### (2) 研修の受講

**【対象者】**中小企業者

**【補助対象事業】**中小企業大学校人吉校で開催される研修

**【補助対象経費】**受講料

詳しくは

Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

TEL 099-216-1322 FAX 099-216-1303 (mail) san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

助成

## ICT化で業務を効率化しませんか!? ～小規模事業者ICT導入促進支援事業補助金～

鹿児島市では、小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を促進するため、専門家の派遣やICTツールの導入に対する補助を行っております。ICTツール導入の前後で専門家のサポートがあるため、安心して導入にチャレンジいただける仕組みとなっております。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

**【支援対象者】**鹿児島市内に住所と主たる事務所等を有する小規模事業者

**【補助対象事業】**●専用ソフトウェア導入による事務効率化(勤怠管理、給与計算、在庫管理など) ●キャッシュレス決済やPOSレジ導入による事務効率化 ●自動化・管理ツール導入による事務効率化 など ※ECサイトなどの販路拡大や、広告宣伝に類するものは対象外

**【補助率】**1/2(上限30万円)

**【申込期限】**令和6年12月27日(金)

詳しくは

Check!



問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

TEL 099-216-1322 FAX 099-216-1303 (mail) san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

## 海外への販路開拓を支援します！

### ●輸出チャレンジ支援事業

鹿児島市の中小企業者等が、販路を拡大するため、海外で開催される展示会等に出展する経費や海外市場調査等を実施する経費、海外現地視察に要する経費の一部を助成します。

**【補助対象事業】**●国、都道府県、その他公的機関等の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会等へ出展又は参加する事業（出展料、渡航費など）※オンラインでの参加も可 ●海外市場のニーズ等を調査する事業（渡航費、専門家への委託料など） ●海外現地視察を実施する事業（渡航費など）※国、県、その他公的機関等が主催する海外現地視察事業等への参加を伴うものに限る

**【対象とならない経費の例】**●**交付決定通知日より前に支払った経費** ●飲食に係る経費 ●展示会等で提供する試食品や景品等の購入費

**【対象者】**市内に主たる事業所がある中小企業者等

**【助成額】**補助対象経費の2分の1以内 ※上限20万円

### ●地域商社支援事業

海外展開の促進を図るため、本市事業者5者以上の商品等を取り扱う地域商社の海外への販路拡大に要する経費の一部を助成します。

**【補助対象事業】**●海外で開催される展示会等への出展、又は参加 ※オンラインでの参加も可 ●海外バイヤーの招へい ●情報発信及びプロモーション活動 ●セミナーの開催 ●取引に係る物流・決済の一元化 ●その他市長が認めるもの

**【対象とならない経費の例】**●**交付決定通知日より前に支払った経費** ●**あらかじめ補助対象経費として申請のなかった経費** ●飲食に係る経費

**【対象者】**市内に本店を有する地域商社

**【助成額】**補助対象経費の2分の1以内 ※上限100万円

所定の申請用紙に必要書類を添えて提出（申請用紙は市ホームページからダウンロード可能）。まずはお問い合わせください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業政策課 企画調整係  
TEL 099-216-1318

## 鹿児島市中小企業融資制度 ～事業資金の調達にお役立てください～

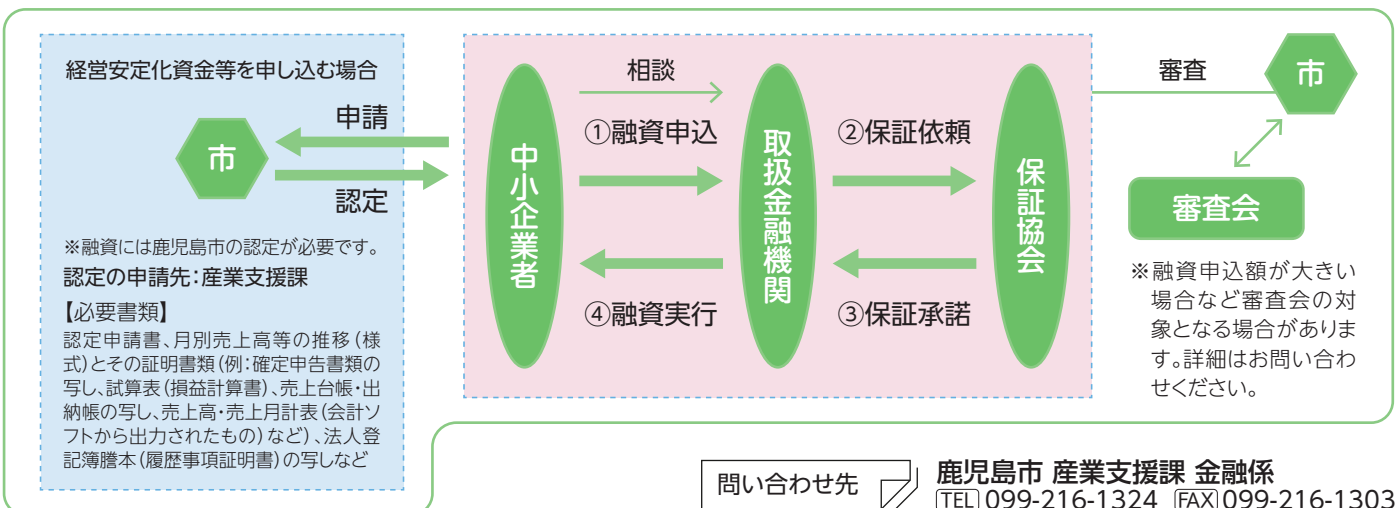
鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上（資金によっては1年以上）継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています（ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月末満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません）。

また、融資を受ける際の信用保証料の一部または全部を鹿児島市が補助します。

国のセーフティネット保証に対応する鹿児島市や鹿児島県の資金を利用する場合、鹿児島市に事業所がある事業者は融資に鹿児島市の認定が必要になります。

鹿児島市のセーフティネット保証対応資金は、経営安定化資金です。

### ■申込みから融資まで





中小企業倒産防止共済制度

# 経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上 **損金(法人)または必要経費(個人事業)に**

取引先の倒産から会社を守る制度です!



共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

令和5年9月から**オンライン手続きスタート**

ご希望の多い一部の手続きについて**オンライン手続き**が出来ます。掛金月額の増額減額、掛金の前納、事業所所在地・電話番号・資本金・従業員数の変更 など **制度の詳しい内容は** 右記の2次元コード又はホームページからご確認ください。



経営セーフティ共済 検索



2023.9



かごしま市

## しごと情報ナビ

鹿児島市の仕事に関する情報の道案内サイトです



### ~かごしま市しごと情報ナビのご案内~

しごと情報ナビ  検索

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご利用ください。

## 安心・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。

# 中退共済制度

CHU 小企業 退 TAI 職金 共 KYO 済制度



国の退職金制度

掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

外部積立型で管理も簡単

退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

■発行/鹿児島市 産業局 産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(みなと大通り別館5階) TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303  
「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。http://www.city.kagoshima.lg.jp

■制作/斯文堂株式会社